

「加須市人権施策推進基本方針」等及び「第2次加須市人権施策実施計画」の改訂について（案）

1 基本方針等・実施計画改訂の趣旨

「加須市人権施策推進基本方針」、「加須市同和行政基本方針」及び「加須市人権教育推進基本方針」（以下「基本方針等」という。）は、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、人権施策の具体的な事業を総合的かつ計画的に推進するための指針として、第2次加須市総合振興計画に基づき、関連他計画との整合性を図り、改訂するものです。

また、第2次加須市人権施策実施計画（平成30年度～令和4年度）は、令和4年度をもって現行の計画期間が終了することに伴い、各施策・事業等の点検・評価・指標の見直し等を踏まえて改訂するものです。

○現行の基本方針・実施計画

名称・所管課	趣旨
加須市人権施策推進基本方針 人権・男女共同参画課	人権尊重社会の実現に向け、各分野の人権に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針
第2次加須市人権施策実施計画 人権・男女共同参画課	各種人権施策の継続性を重視しながら、人権の関わる法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応していくための計画
加須市同和行政基本方針 人権・男女共同参画課	「人権尊重のまちづくりの推進」の一環として、同和問題の解決に取り組んでいくための施策の指針
加須市人権教育推進基本方針 生涯学習課	加須市人権施策推進基本方針に基づき、小・中学校、幼稚園、保育所、家庭、地域社会を通じて、人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための指針

2 国・県の動向

（1）国の動向

人権尊重社会の早期実現に向けて、「人権教育のための国連10年」や「さまざまな人権問題を解決するためには、国民一人ひとりの人権教育・啓発が必要である」とした、人権擁護推進審議会の答申を踏まえ、平成12年11月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法第7条「人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことにより、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、これに基づき人権教育及び人権計画を推進しています。

ア 策定方針

- ①ねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定しました。
- ②「国連10年国内行動計画」を踏まえ、より充実した内容のものとなりました。

③「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加えました。

④基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取しました。

イ 法整備

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」等

（２）県の動向

「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、「埼玉県人権施策推進指針」を基に、様々な人権課題の解決に取り組んできました。その後、社会情勢の変化に対応するため、令和４年度～令和１３年度を目標年次とする「埼玉県人権施策推進指針（第２次改定）」を策定し、人権尊重社会の実現に向け、各種人権施策を推進しています。

また、令和４年７月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

ア 埼玉県人権施策推進指針（第２次改定）の基本理念に基づいた社会の実現

①一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

②機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であり、差別されず、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

③一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

それぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

イ 埼玉県人権施策推進指針（第２次改定）の推進方向

①あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

②相談・支援の推進

③県民、ＮＰＯ、企業等と協働した地域づくり

ウ 主な改定点

①第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図ります。

「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「埼玉県共生社会づくり条例」、
「ヘイトスピーチ解消法」、「埼玉県犯罪被害者等支援条例」等

②新たな人権課題への対応施策を追加します。

「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題編対応」、「同和問題におけるインターネット上の人権侵害の防止、相談体制の充実」、「性的指向・性自認」、「ケアラー・ヤングケアラー」、「ひきこもり」等

3 計画期間

基本方針等の計画期間は、長期的視点に立ち、持続的に取り組んでいく必要があるため、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

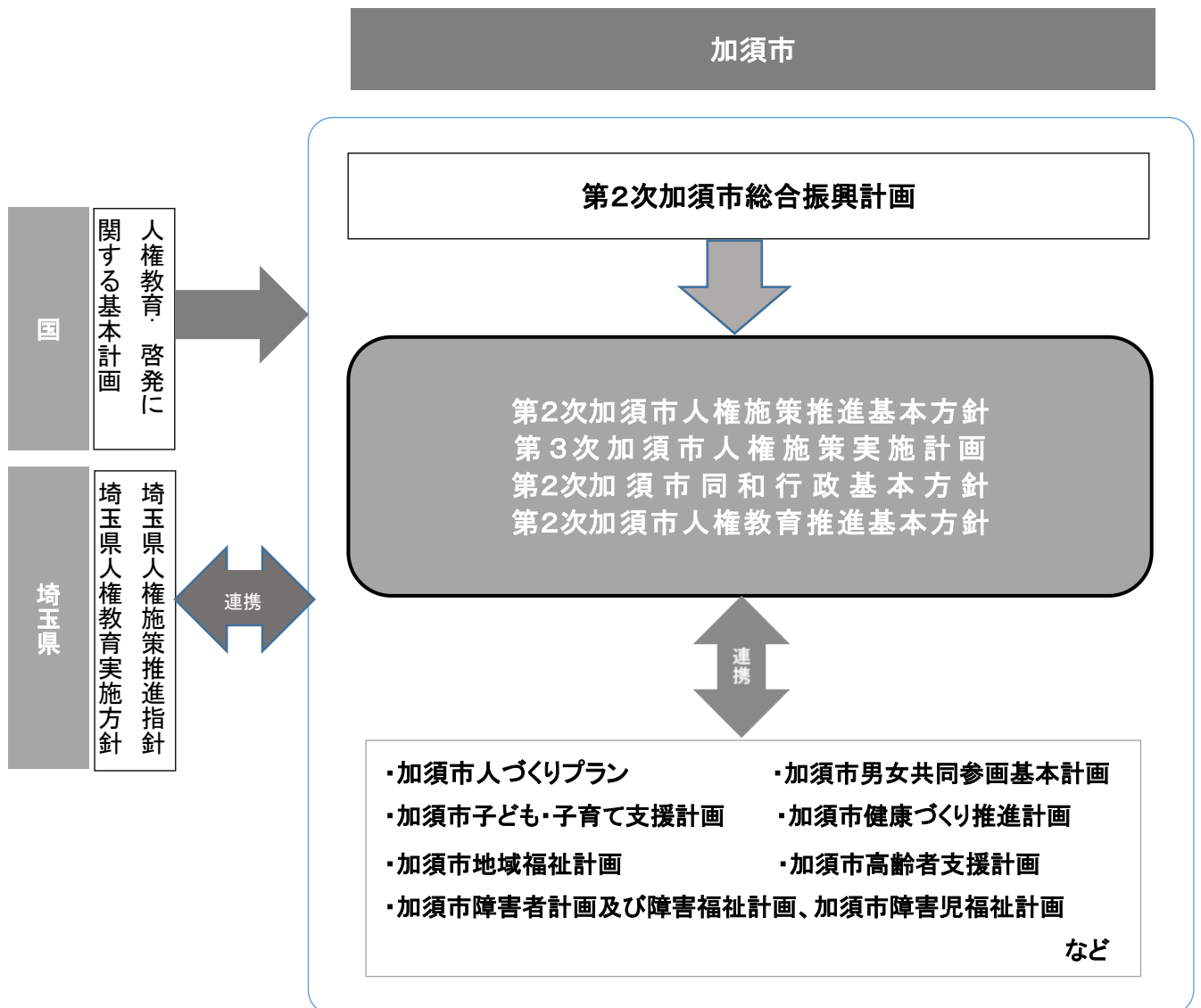
また、第3次加須市人権施策実施計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

年度	令和 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
第2次加須市総合振興計画 (令和3年度～令和12年度)	前期基本計画			後期基本計画						
第2次加須市人権施策推進基本方針 (令和5年度～令和14年度)	[Blue arrow spanning from year 5 to 14]									
第3次加須市人権施策実施計画 (令和5年度～令和9年度)	[Blue arrow spanning from year 5 to 9]									
第2次加須市同和行政基本方針 (令和5年度～令和14年度)	[Blue arrow spanning from year 5 to 14]									
第2次加須市人権教育推進基本方針 (令和5年度～令和14年度)	[Blue arrow spanning from year 5 to 14]									
人権教育・啓発に関する基本計画(国) (平成14年3月15日閣議決定・策定) (平成23年4月1日閣議決定・変更)	[Light blue arrow spanning from year 5 to 14]									
埼玉県人権施策推進指針(第2次改定) (令和4年度～令和13年度)	[Light blue arrow spanning from year 5 to 13]									
埼玉県人権教育実施方針(第2次改定) (令和4年度～令和13年度)	[Light blue arrow spanning from year 5 to 13]									

4 基本方針等・実施計画の位置付け

- ・基本方針等は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務に基づき、人権尊重社会の実現を目指すものです。
- ・基本方針等は、「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須」を将来像とする「第2次加須市総合振興計画」や他の部門計画との整合を図ります。
- ・基本方針等は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、県の「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」及び「埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）」と連携を図ります。
- ・第2次加須市同和行政基本方針は、「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和4年7月8日に公布・施行となった「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえます。

■基本方針等・実施計画の位置付け



5 現状と課題

国においては、平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」のいわゆる『人権三法』が制定されました。

「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」など、人権に関する法が整備されました。

埼玉県では、令和4年7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

本市においても、あらゆる人権問題の解決に向けて、各種人権問題に対する正しい理解の促進と、人権意識の高揚を目指して、研修会や講演会、人権啓発展等を実施しています。

しかしながら、近年、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、同和問題、災害時における人権への配慮などに加え、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者に対する配慮など、人権課題も複雑・多様化しています。

今後も様々な人権課題に適切に対応し、「差別や偏見のない人権尊重社会の実現」していくためには、引き続き、各相談・支援機関の周知を図るとともに、市民、各種団体、企業等と連携し、人権教育・啓発のための事業を推進していくことが肝要です。

6 基本理念

『差別や偏見のない人権尊重社会の実現』

○人権尊重社会とは

- ・ 一人ひとりが個人として尊重される社会
- ・ 一人ひとりの個性や能力を発揮できる機会が平等に保障される社会
- ・ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

7 基本方針等の施策

(1) 施策

ア 基本的施策

- ① あらゆる場や対象をとらえた人権教育・人権啓発の推進
- ② 相談・支援の推進
- ③ 市民、各種団体、企業等と協働した人権尊重の地域づくり

イ 分野別施策

- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------|----------|
| ① 女性 | ② 子ども | ③ 高齢者 | ④ 障害のある人 |
| ⑤ 同和問題 | ⑥ 外国人 | ⑦ HIV感染者等 | |
| ⑧ インターネットによる人権侵害 | ⑨ 災害時における人権への配慮 | | |
| ⑩ 性的少数者 | ⑪ その他の人権問題 | | |

8 主な変更点

(1) 基本方針等

- ①分野別施策のうち、8 インターネットによる人権侵害については、(1) 現状と課題として、モニタリングの実施と法務局等への削除要請について記述します。
- ②分野別施策のうち、10 性的少数者については、(2) 今後の取組の推進方向として、パートナーシップ宣誓制度の運用を追加します。
- ③SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、分野別施策の各ページに關係する SDGs を掲載します。



(2) 実施計画

- ①事業の取組として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を追加し、指標は、モニタリングの実施率とします。【(1) 基本方針等の①に該当】
- ②事業の取組としての年金相談は、「ねんきんサテライト加須」が開所したことにより、国保年金課での日曜年金相談を廃止したことから、指標を加須市民のねんきんサテライト加須での年金相談件数に変更し、内容も見直します。
- ③事業の取組として、からだの健康相談からこころの健康相談に変更し、指標をこころの健康相談利用率とします。
- ④生活困窮者自立支援事業の指標について、生活困窮課題の解決率に変更します。
- ⑤事業の取組として、性的少数者（LGBTQ）に係る取組を追加し、指標を広報紙・ホームページ掲載回数とします。【(1) 基本方針等の②に該当】
- ⑥事業の取組として、パートナーシップ宣誓制度の運用を追加する。【(1) 基本方針等の②に該当】

9 計画の推進体制及び進捗管理

(1) 推進体制等

1 推進体制

ア 加須市人権施策推進審議会

イ 加須市人権施策推進基本方針等庁内検討委員会

2 国、県、他市町村、各種団体等との連携

ア 久喜人権啓発活動ネットワーク協議会

イ 市民、各種団体、企業など

(2) 進捗管理

P D C Aサイクルによる適正な進捗管理